

小中一貫教育

- ・学校教育の多様化・弾力化を推進するため、平成28年4月に学校教育法等を改正
- ・義務教育学校等を含む小中一貫教育が制度化される

【現在の枠組み】

小中連携教育	【定義】 小中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育。		
小中一貫教育	【定義】 小中連携教育のうち、小中学校段階の教育が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。		
義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
【定義】 一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、9年間の学校目標を設定し、9年間の教育課程を編成、実施する学校	【定義】 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校		
	<table border="1"> <tr> <td>併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件（校長兼任等）</td> <td>連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。</td> </tr> </table>	併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件（校長兼任等）	連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。
併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件（校長兼任等）	連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。		
いずれの学校も施設の形態（一体型・隣接型・分離型）は問わない。			

【主要要件等】

要件	校種	小中一貫型小学校・中学校		
		併設型	連携型	
設置者	義務教育学校	同一の設置者	異なる設置者	
修行年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長・教職員組織		
		小中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること	小学校併設中学校、中学校併設小学校を参考に適切な運営体制を整えること	
免許	原則として小中両方の免許状を併有していること	所属する学校種の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性、体系性に配慮がなされている教育課程 			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可	可	可
	指導内容の入れ替え・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による	不可 教育課程の特例申請が必要
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	前期課程には小学校設置基準 後期課程には中学校設置基準を適用		
標準基準	18学級以上27学級以下	小中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	概ね6km以内	概ね小学校は4km、中学校は6km以内		
設置手続き	市町村条例	市町村教育委員会の規則等		

川岸小学校整備計画の検証

1 児童数見込みからの検証

- 今後5年後までの見込みでは、児童数は徐々に減少、学級数に暫く変化はなく、その後緩やかに減少。
- 学校施設整備に関しては、現在の学級数を基準に置く整備によって将来も対応できる見込み。

児童生徒数見込み		R4	R5	R6	R7	R8	R9
川岸小	児童数	335	303	289	267	247	234
	普通学級	12	12	12	12	11	11
	特別支援学級	4	4	4	4	4	4

※令和4年度岡谷市教育要覧より

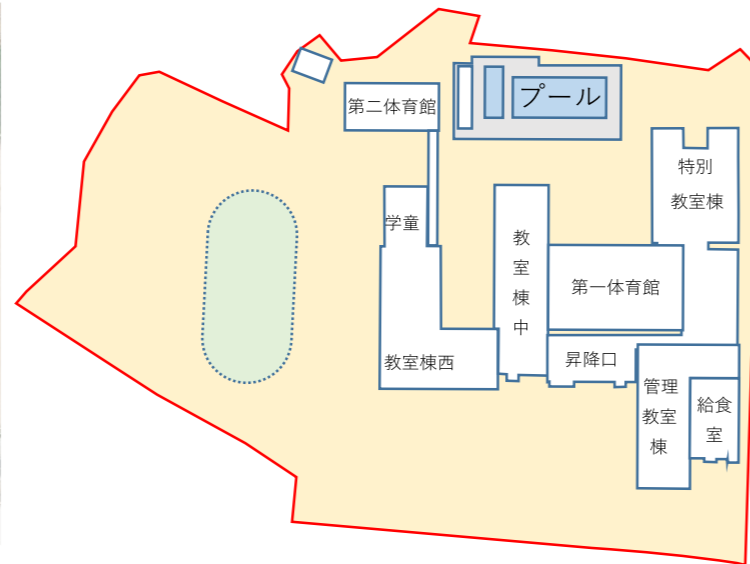
2 施設整備の視点

- 学校施設の長寿命化に関する国補助条件は、築40年以上の建物を整備後30年使用できる改修とされる。
- 校舎新築には国補助金が見込めないため、既存校舎を利用した長寿命化改修が整備計画の基本となる。
- 川岸小学校の場合、教室の配置変更により、現有の教室等を確保した上で集約化した整備計画が可能。
- 学校管理面積の抑制を図りつつ、余剰の建物又は敷地を利用した他用途の併設や転換なども検討可。

【写真図】



【配置図】



【川岸小学校の施設面積】

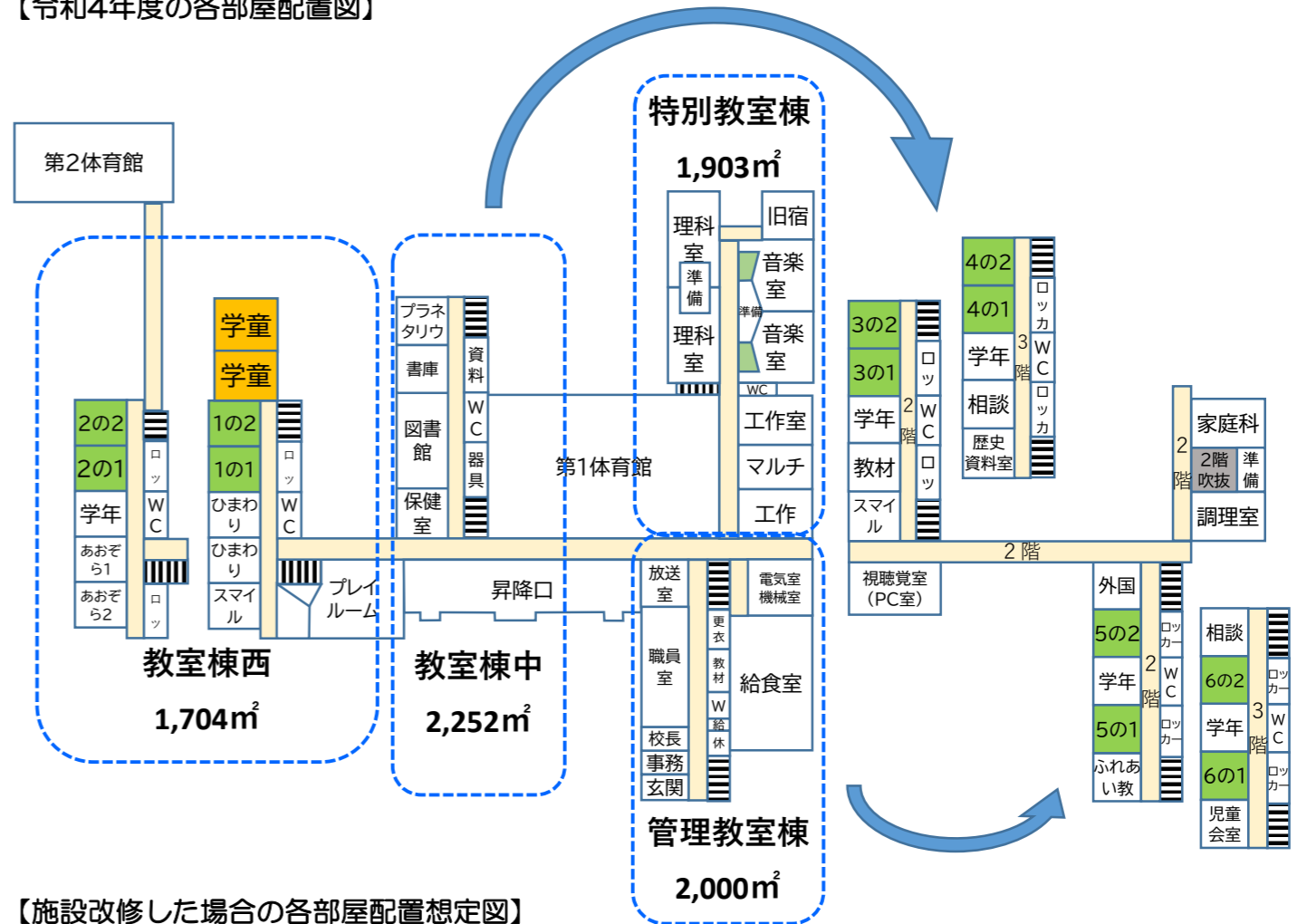
種別	築年	経年	構造	面積
管理教室棟	S54	41	RC3階	2,000
特別教室棟	S56	39	RC2階	1,903
教室棟中	S55	40	RC3階	2,252
教室棟西	S55	40	RC2階	1,704
給食棟	S54	41	RC1階	339
第一体育館	S56	39	S1階	905
第二体育館	S44	51	S1階	328
合計				9,431
学童クラブ	S55	40	RC2階	175
教室棟西1,704㎡を除く合計				7,727

※学童クラブは教室棟西の面積内数

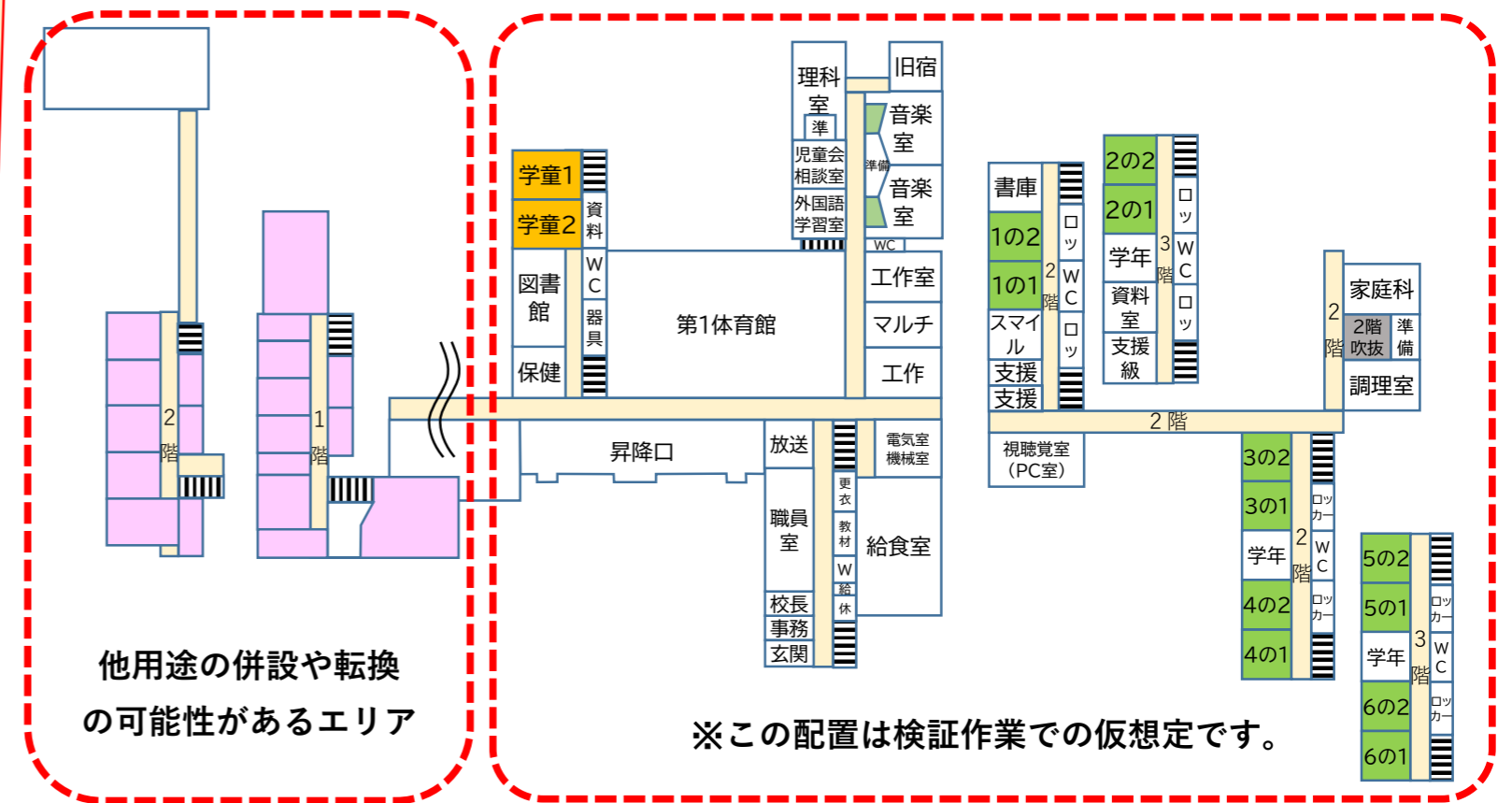
【小学校の建物面積】

学校名	校舎等建物	屋内運動場	合計
川岸小	8,601	1,233	9,834
神明小	6,370	1,068	7,438
小井川小	6,290	1,114	7,404
岡谷田中小	6,250	1,543	7,793
湊小	3,381	873	4,254
長地小	8,285	1,366	9,651
上の原小	6,399	805	7,204
合計	45,576	8,002	53,578
平均	6,511	1,143	7,654

【令和4年度の各部屋配置図】

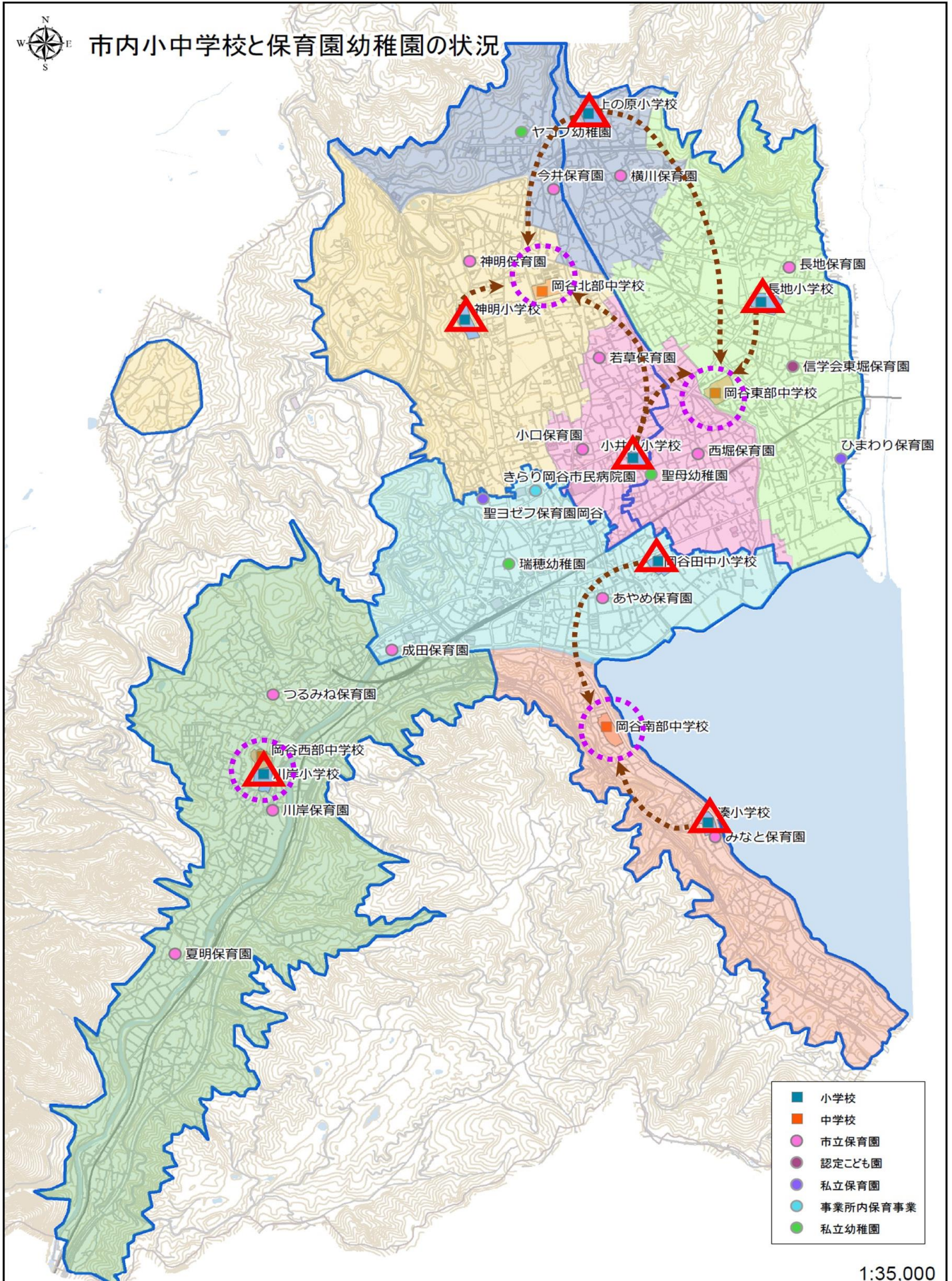


【施設改修した場合の各部屋配置想定図】



他用途の併設や転換の可能性があるエリア

※この配置は検証作業での仮想定です。



小中学校の通学区域と児童生徒数、学級数

学校名	小学校の通学区域	R3		R4	
		児童数	学級数	児童数	学級数
川岸小	三沢区全部、橋原区全部、 駒沢区全部、新倉区全部、鮎沢区全部	327	15	335	16
神明小	今井区の一部、間下区全部、 小井川区の一部、樋沢地区	352	16	319	15
小井川小	小口区全部、西堀区全部、 小井川区の一部	290	15	292	15
岡谷田中小	下浜区全部、小尾口区全部、 上浜区全部、岡谷区全部、新屋敷区全部	363	15	350	15
湊小	花岡区全部、小坂区全部	101	7	91	7
長地小	中屋区全部、中村区の一部、 東堀区全部	516	22	512	22
上の原小	横川区全部、中村区の一部、 今井区の一部、小井川区の一部	200	9	178	8
小学校計		2,149	99	2,077	98

学校名	中学校の通学区域	R3		R4	
		児童数	学級数	児童数	学級数
西部中	三沢区全部、橋原区全部、 駒沢区全部、新倉区全部、鮎沢区全部	197	11	171	10
北部中	今井区全部、間下区全部、小口区全部、 小井川区の一部、樋沢地区	341	14	327	14
南部中	花岡区全部、小坂区全部、下浜区全部、 小尾口区全部、上浜区全部、岡谷区全部、 新屋敷区全部	238	10	227	10
東部中	中屋区全部、中村区全部、東堀区全部、 西堀区全部、横川区全部、小井川区の一部	503	20	473	19
中学校計		1,279	55	1,198	53
合計		3,428	154	3,275	151

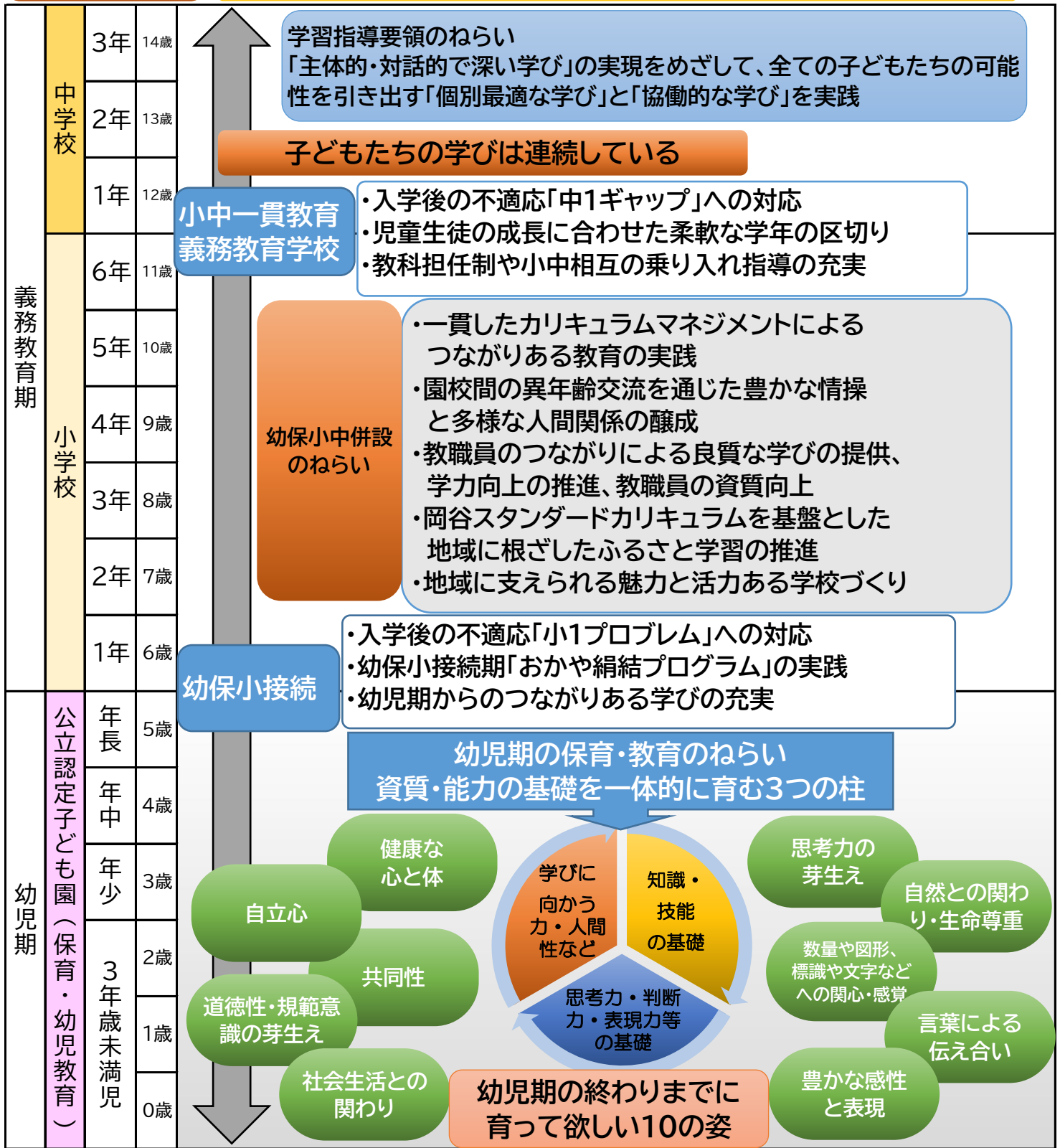
学校評議員制度とコミュニティ・スクール(学校運営協議会)制度の概要

	学校評議員	信州型コミュニティスクール(長野県) 岡谷版コミュニティスクール	(国)コミュニティ・スクール (学校運営協議会)
目的	・開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。	・各学校が築き上げてきた住民参画を土台に、学校運営参画、学校支援、学校機能評価を一体的、持続的に実施し、学校と地域住民の協働による地域に開かれた学校づくりを推進する。	・保護者や地域の住民が 一定の権限と責任 を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
位置付	・校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度(平成13年度導入)	・学校支援に関わる地域ボランティア等の代表者を中心に、運営委員会を発足、学校運営への参画、支援、評価を一体的に行う。	・学校運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する(平成17年度導入)
法令等	・学校教育法施行規則第49条 ・市小・中学校管理規則第20条の3	法令上の規定なし	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5
委員要件	・当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、校長が推薦、市教委が委嘱 ・任期1年、各校の委員6名以内 ※市内全校導入、R4 評議員65名	・PTA、地元ボランティア、地域団体等、地域や学校の実情に応じて運営委員会を組織する。既存組織の活用も可能。地域との連絡調整役としてコーディネーターを配置 ※市内全校導入	・地域の住民、保護者その他教育委員会が必要と認める者 ・教育委員会規則等に定める内容(校長、推薦・経験・有識者、公募者等) ※市内小中学校は未設置
主な内容	・学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 ・意見を求める事項は校長が定める。	・学校運営への参画 参画する住民、保護者、教職員による熟議による話し合い。 ・学校支援機能 持続的、日常的な支援活動の推進 ・学校評価機能 委員会で学校関係者評価を実施	・以下の具体的権限を有する。 ① 学校運営に関する基本的な方針について承認する。 ② 学校運営に関して、教育委員会や校長に意見を述べる。 ③ 教職員配置等の事項に関して、任命権者に意見を述べる。

川岸地区における幼保小中がつながる 新たな学びの環境づくりについて

学校教育の重点

生き抜く力と創造力、知的好奇心溢れる心豊かなひとづくり



【視点】

- ★施設改修に合わせた川岸小学校と西部中学校をつなぐ環境づくり
- ★立地の特徴を活かした小中一貫教育(義務教育学校)への移行
- ★川岸地区の幼保小中併設によるつながりある新たな育ちと学びの環境づくり